

# みやざき旅行需要喚起プロモーション事業 業務委託仕様書

## 1 目的

本県では、コロナ禍後の旅行需要の回復が遅れている状況を踏まえ、本県ならではの強みを生かした観光プロモーションの実施により旅行需要を強力に喚起し、県内観光産業の活性化を図る必要がある。

本事業は、令和6年4月～6月の閑散期において、本県への観光誘客の要となるグルメ・神話・スポーツランド・絶景・体験等の魅力について、地域クーポン事業も効果的に活用し、複合的・相乗的なプロモーションを展開することにより、誘客促進及び消費喚起を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の名称

みやざき旅行需要喚起プロモーション事業委託業務

## 3 委託業務の期間

契約締結日から令和6年（2024年）9月30日（月）まで

## 4 委託業務の内容

委託する業務の内容は、令和6年4月～6月の閑散期において、「日向神話」や「雄大な自然・森林」、「パワースポット」、「豊かなグルメ」、「スポーツアクティビティ」といった本県の強みや魅力について、WEBやテレビ、雑誌などの各メディアを複合的・相乗的に組み合わせ、令和6年4月8日（月）～令和6年6月30日（日）に実施予定のクーポン事業の周知と合わせて、宮崎への旅行需要を喚起するプロモーションの展開とすること。

なお、提案にあたっては、本県の魅力及びクーポン事業の認知から、宮崎県への旅行までの行動変容を効果的に促すことができるターゲットを客観的データに基づき提案し、設定したターゲットに効果的なプロモーション展開が可能な広告媒体・広報展開を提案すること。

また、本プロモーションでは、宮崎観光の魅力が直感的にイメージでき、簡潔で広く親しまれるキャッチフレーズの使用を想定していることから、左記内容を想起させるキャッチフレーズを提案すること。

なお、広告手法（デジタル広告、アナログ広告）や掲出媒体（Google、Instagram、新聞等）、広告の選定経緯や組み合わせ方法、広告配分バランスの方針、広告の構成・デザインのイメージ、運用スケジュール等を盛り込んだ「広報運用計画」を作成し、提案すること。

その他、後述する「注意事項」の各項目に留意するとともに、業務の遂行にあたり事業を円滑に進められるよう具体的な取組については、委託者と協議の上、実施すること。

※以下、想定する広報媒体を記載

① デジタル関連（広告時期想定：4月上旬～）

本プロモーションの実施期間中、大都市圏や九州内を対象に、効果的なターゲットの設定を行い、WEBやSNS広告などデジタルの手段により本県観光の魅力の更なる発信及びクーポン事業の周知を図る。

- ・デジタル広告の構成イメージを提示すること
- ・〇月〇旬頃、〇〇の媒体で何回配信するという予定を積み上げた全体的な広報計画を提示すること

② テレビCM関連（広告時期想定：5月中旬～）

クーポン事業の実施期間中、本県、鹿児島県、大分県、熊本県、福岡県等を対象に、テレビでCM等を放送する手段により本県観光の魅力の更なる発信及びクーポン事業の周知を図る。

- ・CM等の構成イメージを提示すること
- ・〇月〇旬頃、〇〇放送でどの時間帯に何回どのようなCM等を放送するという予定を積み上げた全体的な広報計画を提示すること
- ・CM以外に情報番組等での紹介が可能であれば提案すること

③ 新聞広告関連（広告時期想定：4月中旬～）

クーポン事業の実施期間中、本県、鹿児島県、大分県、熊本県、福岡県等を対象に、新聞に広告を掲載する手段により本県観光の魅力の更なる発信及びクーポン事業の周知を図る。

- ・広告デザインのイメージを提示すること
- ・〇月〇旬頃、〇〇新聞に半・全〇段、モノクロ・カラーでどのような広告を掲載するという予定を積み上げた全体的な広報計画を提示すること
- ・記事広告（タイアップ広告）が可能であれば提案すること

④ その他媒体

雑誌広告、鉄道広告等の手段により本県観光の魅力の更なる発信及びクーポン事業の周知を図る。

- ・広告デザインのイメージを提示すること
- ・〇月〇旬頃、〇〇の媒体にサイズ、モノクロ・カラーなどどのような広告を掲載するという予定を積み上げた全体的な広報計画を提示すること

※ 注意事項

本業務の広告デザイン、広告素材等の制作に当たっては、以下の点に注意すること。

- ① 基本的に、グルメ・神話・スポーツランド・絶景・体験等、訪ねてみたくなる本県観光の魅力の情報発信を中心とし、その上で、4月～6月の期間は、お得なクーポン

ももらえるという構成にすること。

- ② もらったクーポンで楽しむことができる宮崎牛、地鶏、焼酎等の「郷土料理」、完熟マンゴー、日向夏、チーズ饅頭等の「特産品」の写真を多用し、クーポンの使い途が具体的にイメージできるようにすること。
- ③ 日南市南郷町のジャカラダ、完熟マンゴー等、4月～6月に旬を迎える観光素材については、重点的に取り扱うこと。
- ④ 6月末のクーポン事業の終了後も、広告デザイン、CM動画等の一部を変更した上で、クーポン事業以外にも観光プロモーションに利用できるように制作すること。
- ⑤ 上記提案のキャッチフレーズを組み込んだ次に掲げる仕様を満たす宮崎県観光ポスターを制作すること。

なお、制作するポスターは、通年を通して本県の魅力をわかりやすく訴求することに主眼を置いたものとするため、クーポン事業の情報を掲載する必要は無く、また、広告提案の展開内容にも制作ポスターの使用を組み込む必要は無いこと。

#### 【ポスター仕様】

- サイズ B1判縦、B2判縦
- 色刷り フルカラー
- 紙質 マットコート紙135kgを目安とし、ポスターに適した紙質を提案
- 数量 全3種類 B1判：各200枚、B2判：各200枚
- 校正 3回程度を目安とし、その他に色校正1回
- デザイン
  - ・受託者はデザイン、レイアウト、撮影または写真素材の入手、印刷データ作成、印刷等ポスター制作に必要な全ての業務を実施すること。
  - ・宮崎県観光を広く訴求できる観光資源を撮影した写真を用いること。
  - ・1種類のポスターだけで自立して目的に叶うものであること。
  - ・3種類のポスターは統一感を持たせることとし、デザイン等は3種類に共通したものを提案すること。

※企画提案書にキャッチフレーズ案とポスターのラフデザインを提示すること。

- ⑥ 本県観光情報やクーポン事業を発信する宮崎県の公式観光サイト「みやざき観光ナビ」へ効率的に誘導するなど、アクセス数向上にも資する広報展開とすること。

## 5 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、委託者の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

## 6 権利関係の取扱い・処理

- (1) 本業務により制作された広告デザイン、CM動画等の著作権（著作権法第27条及び

第28条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

- (2) 本業務の実施にあたって使用する素材等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととし、第三者から異議申し立て、紛争が提起された場合は、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。受託者が従前から所有していた素材等を使用する場合も同様とする。

## 7 報告書の提出

### (1) 事業実施報告書

履行期限までに、事業実施報告書を提出すること。

- ・仕様：A4縦、横書き、左綴じ
- ・提出部数：5部

### (2) 成果物

事業実施報告書提出時に下記成果物についても併せて提出すること。

- ・制作した広告デザイン、CM動画等の全てを収めたDVD-ROM 5枚
- ・観光ポスター 全3種類、B1サイズ各200枚、B2サイズ各200枚 計1,200枚

(100枚を1組としてクラフト紙包装)

※編集可能な電子データにて提出すること。

※最新のウイルスチェックを実施し、そのウイルスチェックを行ったソフト名、バージョン名、ウイルスチェック日をDVD-ROMに明記又は貼付すること。